

5—54—0

(包紙)

「文政六未暮中井与惣兵衛様御取上候二而
御上様御急手ニ付魚座より銀札三貫目献上
仕候所此度御墨印被遣候、尤中井公御出府迄
去暮より内願夏御羽織御紋付拝領被仰付
尤此節御有合乏敷ニ付御紋御免被仰付候間
勝手ニ相調着用可申候、御内々御聞届之旨
申三月十一日夕中井公より被仰渡候事

付たり 連々御内御用致出精候ニ付
先達而中井公より厚く被仰立置候ニ付

御羽織御紋御赦免其上御垢付

御帷子頂戴被仰付難有御受

申上候事中井公より鳥府表へ御礼

申上候様御沙汰承之事」

覚

文政七年申三月十一日
此御手形中井公より

右者極内

御手元御差支ニ付操出被

御帷子と一緒

仰付候處早々御差出早速

頂戴仕候事、其翌々

御前江指上候所御満悦被遊候

十三日御着を以

依之御墨印頂戴申候、以上

文政六年

西村市太夫 判

未十二月日

多胡忠左衛門 判

中井与惣兵衛 判

大谷新九郎殿

5—54—1

覚

一 銀札三貫目

右者極内

御手元御差支ニ付操出被

仰付候處早々御差出早速

御前江指上候所御満悦被遊候、依之

御墨印頂戴申候、
以上

西村市太夫
多胡忠左衛門
中井与惣兵衛
(印)

文政六年
未十二月日
大谷新九郎殿